

特定非営利活動法人わかちあい練馬 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人わかちあい練馬という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、練馬区及び近隣地域において経済的な困窮をはじめ、生きづらさを抱える人々を対象に、悩みごと、困りごとをわかちあい、ニーズに応じたサポートの提供を通じて、地域社会において孤立せず、健康で文化的な生活を実現していくことに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 生活相談援助活動事業
- (2) アウトリーチ事業
- (3) 緊急一時支援事業
- (4) 地域の居場所づくり事業
- (5) 調査研究・啓発・広報事業
- (6) 情報交換及びネットワークの構築事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち2名以上3名以内を代表理事とし、共同代表と称する。
- 3 理事のうち1名を事務局長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び事務局長は、理事の互選とし、総会の承認を得る。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務) 第14条 代表理事は、この法人を代表し、合議によりその業務を総理する。2 事務局長は、事務局における日常業務その他実務を統括する。

- 3 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 議長はやむを得ない理由により、会場に来ることのできない社員に、ビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステム（発音等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって総会に出席し、表決することを許すことができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者及びテレビ会議等による出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が連名で招集する。代表理事は監事、事務局員及び必要な議案関係者の陪席を求めることができる。

2 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事のうちの互選によりこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前 2 項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 議長はやむを得ない理由により、会場に来ることのできない理事に、ビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステム（発音等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって理事会に出席し、表決することを許すことができる。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者、表決委任者及びテレビ会議等による出席者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名押印又は署名しなければならない。

（持ち回り議決）第 37 条 緊急を要する事項について、代表理事が連名で全理事に書面又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

2 前条の規定にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、代表理事が連名で全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には代表理事及びその他の理事 1 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 資 産

（資産の構成）

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 6 章 会 計

（会計の原則）

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正) 第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
代表理事 田代尚子
代表理事 山本智啓

理事・事務局長 幸田良佑

理事 橋本恵子

理事 山本龍城

理事 横山哲也

監事 柏木美恵子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 5 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費 正会員（個人・団体）3000 円 賛助会員（個人・団体）1000 円

2025年度 事業計画書

特定非営利活動法人わかちあい練馬

1 事業実施の方針

生活相談援助事業では、相談員の専門性向上と、行政・医療機関、地域団体との連携強化を一層進め、複合的な課題に対応できる包括的な支援体制を構築します。また、生活相談援助活動事業と緊急一時支援事業からアウトリーチ活動を分離し、アウトリーチ事業として早期かつ必要とされるタイミングで危機に立ち会うための取り組みを進めます。

緊急一時支援事業の中核である「石神井だれでも食堂」と「フードバンク石神井」は、引き続き食と居場所の提供に取り組みます。多世代交流の場としての食堂の機能強化や、物資の安定確保をめざします。生活相談援助活動事業との連携を強化し、支援の切れ目をなくします。居所喪失、または緊急避難を必要とする場合にホテルやネットカフェなど一時的な宿泊場所を提供する緊急宿泊支援は今年度も継続して実施します。加えて今年度はつなぎシェルターの開設・運営に取り組みます。また公的制度の利用、または就労を通じて積み立てを行うことによりアパートへの移行を目指す一時住宅（ステップハウス）の開設を目指します。

新たに地域の居場所づくり事業を実施します。サポートセンターとして開設し活動の拠点となっている「ふらっとほ一む石神井」を、目的を同じくする団体とともに多世代の居場所として地域に開いていきます。加えて学童保育所や児童館が休みの日曜日に見守りの中で遊び、過ごすことができる居場所・サードプレイスを開設します。

調査研究・啓発・広報事業では、生活困窮、居所喪失、孤立孤独状態にある人々の実態把握、ニーズ分析と支援手法確立のための調査研究に取り組みます。またそれらの活動で得た知見を元に、提言、啓発、広報活動に取り組みます。

情報交換及びネットワークの構築事業では今年度も東京都や練馬区など関係行政機関や目的を同じくする団体、その他地域団体と情報交換とネットワークの構築を図ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 5966 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
生活相談援助活動事業	生活困窮、居所喪失などの困窮状態にある人々を主な対象として、生活相談、健康相談など各種相談と制度利用のための同行支援・助言、地域資源の活用・連携	随時	練馬区及びその近郊	8人	生活困窮、居所喪失状態にある者	150人	2994
アウトリーチ事業	生活困窮、居所喪失、孤立孤独状態など困難な状態にある人々を対象に、早期かつ必要とされるタイミングで危機に立ち会うためのアウトリーチ活動	随時	練馬区及びその近郊	1人	生活困窮、居所喪失、孤立孤独状態にある者	不特定多数	103
	路上生活状態にある人々を対象として、寝床訪問を通じて現在の状態から	原則として毎週月曜日	原則として練馬区内	5人	路上生活状態にある者	のべ156人	10

	脱するための情報提供、相談、安否確認、食料・生活用品を届ける活動						
緊急一時支援事業	居所喪失、または緊急避難を必要とする人々を対象として、緊急宿泊支援、シェルター、一時住宅を提供する活動	随時	原則として練馬区内	8人	居所喪失、緊急避難を必要とする者	10人	288
	生活困窮状態にある人々やフードバンクなどを実施する団体を対象として、寄付された食品、または余剰食品(フードロス)を提供する活動	随時	練馬区内	8人	生活困窮状態にある者および地域活動・支援団体	148人	166
	生活困窮、孤立孤独状態にある人々を主な対象として、週1回、食事会を開催する活動	毎週月曜日	当法人サポートセンター	5人	主に生活困窮、孤立孤独状態にある者	のべ780人	1090
地域の居場所づくり事業	活動拠点「ふらっとほーむ石神井」を、目的を同じくする団体とともに運営し、地域の居場所づくりに取り組む活動	随時	ふらっとほーむ石神井	4人	練馬区民	250人	220
	学童保育所や児童館が休みの日曜日に見守りのできる居場所・サードプレイスを運営する活動	毎月第1・3日曜日	ほっと・氷川台デイスター	4人	練馬区在住の主に小学生、中学生、高校生	のべ480人	1000
調査研究・啓発・広報事業	実態把握、ニーズ分析と支援手法確立のための調査研究と、提言、啓発、広報活動	随時	当法人事務所他	6人	関係行政機関、困窮者支援団体、研究者など	不特定多数	75
情報交換及びネットワークの構築事業	東京都や練馬区など関係行政機関や目的を同じくする団体、その他地域団体と情報交換とネットワークを構築する活動	随時	原則として練馬区内	6人	関係行政機関や目的を同じくする団体、その他地域団体	20団体	20

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

行わない。

2026年度 事業計画書

特定非営利活動法人わかちあい練馬

1 事業実施の方針

生活相談援助事業では、相談員の専門性向上と、行政・医療機関、地域団体との連携強化をより一層進め、複合的な課題に対応できる包括的な支援体制を構築します。

アウトリーチ事業では、各事業との連携のもと、早期に危機を察知し、深刻化を防ぐためのインターネットを活用したデジタルアウトリーチに取り組みます。また路上生活状態にある人々を対象とした訪問活動も継続して実施します。

緊急一時支援事業の中核である「石神井だれでも食堂」と「フードバンク石神井」は、引き続き食と居場所の提供に取り組みます。多世代交流の場としての食堂の機能強化や、物資の安定確保をめざします。生活相談援助活動事業との連携を強化し、支援の切れ目をなくします。居所喪失、または緊急避難を必要とする場合にホテルやネットカフェなど一時的な宿泊場所を提供する緊急宿泊支援とつなぎシェルター運営の取り組みを継続します。また公的制度の利用、または就労を通じて積み立てを行うことによりアパートへの移行を目指す一時住宅（ステップハウス）を開設し、運営します。

地域の居場所づくり事業では引き続き「ふらっとほむ石神井」を、目的を同じくする団体とともに多世代の居場所として地域に開いていきます。学童保育所や児童館が休みの日曜日に見守りの中で遊び、過ごすことができる居場所・サードプレイスの運営を継続します。

調査研究・啓発・広報事業では、生活困窮、居所喪失、孤立孤独状態にある人々の実態把握、ニーズ分析と支援手法確立のための調査研究に取り組みます。またそれらの活動で得た知見を元に、提言、啓発、広報活動に取り組みます。

情報交換及びネットワークの構築事業では今年度も東京都や練馬区など関係行政機関や目的を同じくする団体、その他地域団体と情報交換とネットワークの構築を図ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 6451 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
生活相談援助活動事業	生活困窮、居所喪失などの困窮状態にある人々を主な対象として、生活相談、健康相談など各種相談と制度利用のための同行支援・助言、地域資源の活用・連携	随時	練馬区及びその近郊	8人	生活困窮、居所喪失状態にある者	150人	2860
アウトリーチ事業	生活困窮、居所喪失、孤立孤独状態など困難な状態にある人々を対象に、早期かつ必要とされるタイミングで危機に立ち会うためのアウトリーチ活動	随時	練馬区及びその近郊	1人	生活困窮、居所喪失、孤立孤独状態にある者	不特定多数	103
	路上生活状態にある人々を対象として、寝床訪問を通じて現在の状態から脱するための情報提供、	原則として毎週月曜日	原則として練馬区内	5人	路上生活状態にある者	のべ156人	10

	相談、安否確認、食料・生活用品を届ける活動							
緊急一時支援事業	居所喪失、または緊急避難を必要とする人々を支援、シェルター、一時住宅を提供する活動	随時	原則として練馬区内	8人	居所喪失、緊急避難を必要とする者	10人	932	
	生活困窮状態にある人々と子ども食堂やフードパントリーなどを実施する団体を対象として、寄付された食品、または余剰食品(フードロス)を提供する活動	随時	練馬区内	8人	生活困窮状態にある者および地域活動・支援団体	148人	166	
	生活困窮、孤立孤独状態にある人々を主な対象として、週1回、食事会を開催する活動	毎週月曜日	当法人サポートセンター	5人	主に生活困窮、孤立孤独状態にある者	のべ780人	1090	
地域の居場所づくり事業	活動拠点「ふらっとほーむ石神井」を、目的を同じくする団体とともに運営し、地域の居場所づくりに取り組む活動	随時	ふらっとほーむ石神井	4人	練馬区民	220	220	
	学童保育所や児童館が休みの日曜日に見守りのできる居場所・サードプレイスを運営する活動	毎月第1・3日曜日	ほっと・氷川台サービスセンター	4人	練馬区在住の主に小学生、中学生、高校生	のべ480人	1000	
調査研究・啓発・広報事業	実態把握、ニーズ分析と支援手法確立のための調査研究と、提言、啓発、広報活動	随時	当法人事務所他	6人	関係行政機関、困窮者支援団体、研究者など	不特定多数	60	
情報交換及びネットワークの構築事業	東京都や練馬区など関係行政機関や目的を同じくする団体、その他地域団体と情報交換とネットワークを構築する活動	随時	原則として練馬区内	6人	関係行政機関や目的を同じくする団体、その他地域団体	20団体	10	

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

行わない。

2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人わかちあい練馬

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		39,000
正会員受取会費	39,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		1,500,000
受取寄附金	1,500,000	
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		5,000,000
受取補助金	5,000,000	
4 事業収益		0
5 その他の収益		398
受取利息	398	
経常収益計		6,539,398
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		4,130,830
給料手当	4,130,830	
(2) その他経費		1,835,640
印刷製本費		
会議費	25,000	
旅費交通費	200,000	
車両費	0	
通信運搬費	175,640	
消耗品費	277,000	
水道光熱費	236,000	
地代家賃	840,000	
賃借料	0	
諸会費	27,000	
研修費	25,000	
支払手数料	5,000	
支払助成金	0	
新聞図書費	25,000	
事業費計		5,966,470
2 管理費		
(1) 人件費		0
給料手当		
役員報酬		
(2) その他経費		212,000
会議費	10,000	
通信運搬費	50,000	
消耗品費	3,000	
賃借料	5,000	
諸会費	0	
支払手数料	12,000	
支払顧問料	132,000	
管理費計		212,000
経常費用計		6,178,470
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		360,928
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		360,928
法人税、住民税及び事業税・・・④		0
前期繰越正味財産額・・・⑤		897,397
次期繰越正味財産額③-④+⑤		1,258,325

2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人わかちあい練馬

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		39,000
正会員受取会費	39,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		1,800,000
受取寄附金	1,800,000	
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		5,250,000
受取補助金	5,250,000	
4 事業収益		0
5 その他の収益		398
受取利息	398	
経常収益計		7,089,398
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		4,130,830
給料手当	4,130,830	
(2) その他経費		2,320,640
印刷製本費		
会議費	25,000	
旅費交通費	200,000	
車両費	0	
通信運搬費	175,640	
消耗品費	277,000	
水道光熱費	236,000	
地代家賃	1,325,000	
賃借料	0	
諸会費	27,000	
研修費	25,000	
支払手数料	5,000	
支払助成金	0	
新聞図書費	25,000	
事業費計		6,451,470
2 管理費		
(1) 人件費		0
給料手当		
役員報酬		
(2) その他経費		212,000
会議費	10,000	
通信運搬費	50,000	
消耗品費	3,000	
賃借料	5,000	
諸会費	0	
支払手数料	12,000	
支払顧問料	132,000	
管理費計		212,000
経常費用計		6,663,470
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		425,928
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		425,928
法人税、住民税及び事業税・・・④		0
前期繰越正味財産額・・・⑤		897,397
次期繰越正味財産額③－④+⑤		1,323,325